



通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行: 山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報



令和5年12月21日
—第66号—

恋愛感情を利用したデート商法に注意!

相談事例

マッチングアプリで知り合った相手とSNSで何度もやりとりをするうちに好意を持った。実際に会って相手の勤務先の宝石展示場に誘われて行ったところ指輪の購入を勧誘された。「将来のため」とか「買ってあげないと関係を続けられない」と言われ、断りにくい雰囲気だったことから、購入してしまった。



アドバイス



- デート商法とは、相手の恋愛感情を利用し、それにつけ込んで高額な商品やサービスを契約させる悪質商法です。
- 知り合ったばかりの人を安易に信用しすぎないようにしましょう。おかしいと感じた場合は、家族や友達など身近な人に相談して客観的な意見を聞いてみましょう。
- 実際には商品などの販売が目的にもかかわらず、それを告げられずに呼び出されて契約した場合は、契約書や申込書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができる場合があります。クーリング・オフ期間を過ぎていても、不利益な事実を告げられなかった場合などは契約を取り消すことができる場合があります。
- 困ったときは、お近くの消費生活センターに相談しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

豆知識

18歳・19歳の消費生活相談状況 －2023年上半期（4月～9月）－

2023年上半期(4,953件)			2022年上半期(4,824件)		
件数		4,953件	件数		4,824件
1	脱毛エステ	470	1	脱毛エステ	669
2	出会い系サイト・アプリ	264	2	出会い系サイト・アプリ	237
3	架空請求	245	3	架空請求	222
4	アフィリエイト内職	234	4	アフィリエイト内職	171
5	賃貸アパート	166	5	賃貸アパート	145
6	美容医療	132	6	アダルト情報	136
7	ダイエットサプリ	127	7	美容医療	110
8	稼ぎ方指南のサポート	123	8	ダイエットサプリ	107
9	電気	112	9	稼ぎ方指南のサポート	96
10	情報商材	107	10	情報商材	95

「美」に関するもの

「金」に関するもの

- ・ 国民生活センターが2023年度上半期における、契約当事者が18歳・19歳の全国の消費生活相談状況をとりとまとめました。
- ・ 2023年度の相談件数は**4,953件**で昨年度上半期から**ほぼ横ばい**です。
- ・ 商品・サービス別でみると昨年度の傾向と大きな変化はなく、引き続き「**美（び）**」（脱毛エステ、美容医療など）と「**金（かね）**」（アフィリエイト内職、稼ぎ方指南のサポートなど）に関する相談等が多く寄せられています。

お知らせ

金融消費者教育セミナーを開催します！

山口県金融広報委員会と県では、学校現場における「金融教育」の取り組み方を考える「金融消費者教育セミナー」を以下のとおりオンラインで開催します。ご興味のある方は山口県金融広報委員会（TEL**083-933-2608**）までお問い合わせください。

開催日時：令和6年2月9日（金）13時～16時（ログイン12時～）

対象：小・中・高・総合支援学校・大学の教員、教員を目指す学生等

内容：金融・金銭教育研究校の発表

講演『金融、そして社会保障を授業でどう教えるか？』

講師 梶ヶ谷 穰氏（神奈川大学法学部特任准教授）



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が**分からない**

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど